

保 健 医 療

3 献血の推進

水戸献血連合会事業として、茨城県赤十字血液センター等の関係機関と連携を図りながら「献血推進デー」，「愛の血液助け合い運動」，「クリスマス献血」，「はたちの献血」等の普及啓発事業を実施するとともに，計画的な献血者の確保に努める。

○令和5年度実績

区 分	献血者数
200ml献血	1,079人
400ml献血	16,762人
成分献血	14,850人
計	32,691人

4 医事

(1) 許認可等事務

医療法，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律，柔道整復師法に基づく許認可等の事務を行う。

また，医療法第27条に基づく使用許可申請のあった施設については，使用前検査を実施し，適正な医療の提供と管理が行われるよう指導する。

(2) 医療施設等立入検査

水戸市立入検査実施要項に基づき医療施設の立入検査を実施し，医療安全の意識啓発等を行うことにより，良質かつ適正な医療が提供される体制の確保に努める。

○医療機関等施設数（令和6年4月1日現在）

ア 病院

精神		結核		感染		一般		療養		計	
施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床
1	178	—	—	1(1)	9	22	2,476	8(6)	536	25	3,199

※施設欄における括弧書きは，一般病床とあわせて設置している施設数

イ 診療所

有床		無床		歯科診療所		計	
施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床
13	160	235	—	169	—	417	160

ウ その他

助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
7	221	50	4

○救急告示医療機関（令和6年4月1日現在）

医療機関名	所在地
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10
社会医療法人財団古宿会 水戸中央病院	水戸市六反田町1136-1
水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48
医療法人社団協栄会 大久保病院	水戸市石川4-4040-32
総合病院水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7
城南病院	水戸市城南3-15-17
国家公務員共済組合連合会 水府病院	水戸市赤塚1-1
医療法人桜丘会 水戸ブレインハートセンター	水戸市青柳町4028
医療法人誠潤会 水戸病院	水戸市袴塚3-2787-9

5 薬事

(1) 許認可等事務

医薬品医療機器等法，毒物及び劇物取締法，麻薬及び向精神薬取締法に基づく許認可等の事務を行う。

(2) 営業施設等の監視指導

「水戸市薬事監視指導要領」及び「水戸市麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」に基づき対象施設に対し，医薬品等の適正な譲渡・管理について監視指導を行うことにより，医療の安全確保に努める。

(3) 毒物及び劇物の安全対策

事故及び危害の未然防止を図るため，「水戸市毒物劇物監視指導要領」に基づき対象施設に対し，毒物及び劇物の適正な譲渡・管理について監視指導を行う。

(4) 医薬品等の適正使用及び薬物乱用防止対策の推進

市民に向けた出前講座や広報活動を通して，医薬品等の適正使用の推進に努める。また，県が実施する「不正大麻けし撲滅運動」や「薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」，「薬と健康の週間」等の事業に協力する。

○薬事関係施設数（令和6年4月1日現在）

ア 医薬品販売業

薬局製剤製造業	薬局製剤製造販売業	薬局	卸売販売業	店舗販売業	再生医療等製造販売業	特例販売業第二段階
16	16	169	51	67	7	1

イ 医療機器販売業

高度管理医療 機器等販売業	管理医療 機器販売業
255	1,100

ウ 毒物劇物営業者

毒物劇物 販売業者	毒物劇物 業務上取扱者 (電気鍍金業)
148	1

エ 麻薬取扱者免許

麻薬 卸売業者	麻薬 小売業者	麻薬 研究者	麻薬 施用者	麻薬 管理者	大麻 研究者
4	142	7	681	52	5

オ 覚醒剤（原料）・向精神薬取扱者

覚醒剤 原料研究者	覚醒剤 原料取扱者	覚醒剤 研究者	覚醒剤 施用機関	向精神薬試験 研究施設設置
1	5	6	—	7

6 地域医療

医師確保対策や救急医療等に対する支援など、水戸地域における安定的な医療提供体制の充実に向けた施策を実施している。

・医師修学資金貸与事業

【貸与決定者（令和6年4月1日現在）】

貸与開始年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	2名	1名	2名	1名	2名	1名

【事業利用者の現況（令和6年4月1日現在）】

区分	医学生						初期研修医		専攻医
学年等	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1年目	2年目	
人数	1名	1名	1名	1名	2名	2名	—	—	

- ・小児科及び産婦人科医療施設設置等補助
- ・公的病院等救急医療等運営費補助
- ・周産期及び婦人科従事医師雇用補助
- ・救急医療二次病院運営費補助
- ・いばらき県央地域連携中枢都市圏事業
- ・地域医療及び地域保健を推進するための寄附講座開設事業
- ・水戸地域の医療提供体制の在り方の検討

7 保健衛生

(1) 環境衛生

衛生的な生活環境を確保するため、生活衛生関係営業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法等に基づく営業許可等の事務のほか、営業施設の立入検査等を行う。

【主な事務】

- ア 理容所，美容所，クリーニング所の届出の受理，立入検査
- イ 旅館業，公衆浴場業，興行場，化製場等の許可，届出の受理，立入検査
- ウ 温泉利用の許可，立入検査
- エ 特定建築物の届出の受理，立入検査
- オ レジオネラ症防止対策

○環境衛生関係届出又は許可件数（令和6年4月1日現在）

理容所	263
美容所	792
クリーニング所	123
旅館業	85
公衆浴場	51
特定建築物	129
その他	234

(2) 食品衛生

食の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づく営業許可等の事務のほか、営業施設の監視指導等を行う。

【主な事務】

- ア 食品営業の許可，届出の受理，監視指導
- イ 食中毒の調査，予防啓発
- ウ 食品の収去検査
- エ 食品の自主回収の報告受理
- オ 食品衛生責任者の設置届の受理

○食品衛生法（以下，法令という。）に基づく許可件数（令和6年4月1日現在）

業 種	改正前の法令許可	改正後の法令許可	合 計
飲食店営業	1,552	1,791	3,343
菓子製造業	160	173	333
魚介類販売業	45	46	91
食肉販売業	41	38	79
そうざい製造業	18	58	76
漬物製造業	0	20	20

業 種	改正前の法令許可	改正後の法令許可	合 計
その他	241	86	327
合 計	2,057	2,212	4,269

令和6年3月1日、改正食品衛生法の一部が施行され、許可業種等の見直しが行われたことから、改正前の法令許可の有効期限が失効する令和9年5月31日までは、改正前と改正後の法令許可件数の両方を計上。

○茨城県食品衛生条例（以下、条例という。）に基づく許可件数（令和6年4月1日現在）

業 種	条例許可	（参考）
漬物製造業	15	その他：①魚介類加工業 ②そうざい半製品製造業 ③液卵製造業
その他	11	
合 計	26	

令和3年3月に条例は廃止され、経過措置期間が終了する令和6年5月31日までの有効期限を有する施設数を計上。

○食品衛生法に基づく届出件数（令和6年4月1日現在） 2,174件

(3) 食肉検査

食肉の安全・安心を確保するため、と畜場法に基づくと畜検査及びと畜場の監視指導を行う。また、所管と畜場における食肉輸出に係る事務を行う。

【主な事務】

- ア と畜検査
- イ と畜場の監視指導
- ウ 食肉輸出対応

(4) 衛生検査

食中毒事案や感染症事案等が発生し、又は疑われた際に、採取された検体について検査する衛生検査ほか、収去された食品等を検査する試験検査を行う。

【主な事務】

- ア 感染症検査（ウイルス検査、微生物検査）
- イ 食中毒検査（ウイルス検査、微生物検査、理化学検査、寄生虫検査）
- ウ 食品収去検査（微生物検査、理化学検査）

(5) 動物愛護

動物愛護の意識の普及啓発及び適正飼養の推進を図るとともに、保護した犬猫の譲渡を推進する。

【主な事務】

- ア 動物の適正飼養の推進
- イ 動物愛護の普及啓発
- ウ 係留されていない犬の収容及びその返還又は譲渡
- エ 犬又は猫の引取り及びその返還又は譲渡

オ 犬の登録及び狂犬病予防注射

カ 飼い主のいない猫に関する取組の推進

○犬及び猫の収容等頭数（令和５年度実績）

	収容	収容後の措置			
		飼い主に返還	譲渡	収容中死亡	安楽死※
犬	83	26	53	1	1
猫	59	0	31	20	1

※ 交通事故による怪我や重大な疾患等を呈し、回復の見込みがないものを処置

8 健康づくり

(1) 健康増進事業

生活習慣病の予防及び健康の保持・増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導を行う。

- ・健康手帳の交付
- ・健康教育（生活習慣病予防教室、検診時がん予防教育、COPD教育、腎臓病予防教室、歯周病予防教室）
- ・健康相談（成人健康相談、保健相談）
- ・健康診査

○令和５年度実績

区 分	受診者数	区 分	受診者数
健康診査（生保健診）	191人	特定健康診査	10,282人
胃がん検診	3,190人	高齢者健康診査	5,221人
子宮頸がん検診	3,338人	※特定健康診査は令和６年５月末時点の速報値	
子宮超音波検査	985人		
肺がん検診	14,374人		
大腸がん検診	12,297人		
乳がん検診	6,229人		
前立腺がん検診	3,697人		
肝炎ウイルス検診	937人		
骨粗しょう症検診	1,523人		
生活習慣病予防健診	750人		
成人歯科健康診査	660人		

- ・訪問指導（健診事後指導）

(2) 健康づくり推進事業

- ・みとちゃん健康マイレージ事業（健康目標達成者に特典を付与）

令和5年度実績 協賛品提供企業団体数44団体 応募者数1,504人 当選者数318人

(3) 精神保健支援事業

ア 精神保健相談・こころの健康相談（定期）

○令和5年度実績

区 分	相談人数
精神保健相談（精神科医）	9人
こころの健康相談（公認心理師）	10人
こころの健康相談（精神保健福祉士）	9人
計	28人

イ こころの健康相談（随時）

○令和5年度実績

電話相談等		面接相談		訪問指導		計	
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
358人	3,592人	89人	237人	103人	436人	550人	4,265人

ウ ひきこもり対策推進事業

(7) ひきこもり専門相談（定期）

○令和5年度実績

区 分	相談人数
ひきこもり専門相談（精神科医）	9人

(イ) ひきこもり家族教室

ひきこもりに関することやかかわり方について学習したり，同じ悩みを持つ家族がお互いの経験について話し合い，家族同士の仲間づくりや情報交換等により家族の精神的な負担軽減を図ることを目的に実施する。

○令和5年度実績

実施回数	参加実人数	参加延人数
12回	17人	114人

(ウ) ひきこもり居場所づくり事業

他者と交流しながら社会性を学び，外出することで生活リズムが整い社会復帰につながるといった効果を期待して実施する。

○令和5年度実績

実施回数	参加実人数	参加延人数
24回	5人	65人

エ 自殺対策事業

ゲートキーパー研修

○令和5年度実績

対 象 者	参加人数
市 職 員	30人
保 健 推 進 員	39人
民 生 委 員	48人
計	117人

9 感染症対策

(1) 予防接種事業

ア 定期予防接種事業

○令和5年度実績

予防接種の種類	接種人数
ヒ ブ	7,175人
小 児 肺 炎 球 菌	7,183人
B 型 肝 炎	5,333人
B C G	1,765人
4 種 混 合	7,625人
3 種 混 合	0人
ポ リ オ	0人
水 痘	3,535人

予防接種の種類	接種人数
2 種 混 合	1,808人
麻 し ん 風 し ん 混 合	3,957人
日 本 脳 炎	8,048人
子 宮 頸 が ん	3,848人
高 齢 者 インフルエンザ	43,655人
高 齢 者 肺 炎 球 菌	2,370人
風 し ん 第 5 期	214人
ロ タ ウ イ ル ス	3,952人

イ 任意予防接種事業

○令和5年度実績

予防接種の種類	接種人数
お た ふ く か ぜ	1,812人
成 人 の 風 し ん	28人

予防接種の種類	接種人数
小 児 インフルエンザ	28,244人
高 校 生 年 齢 相 当	2,221人

ウ 風しんの抗体検査事業

○令和5年度実績

区 分	検査人数
風 し ん 抗 体 検 査	50人

(2) 感染症予防対策事業

感染症発生時における患者発生状況の把握及び病原体の検査を行うとともに、患者等に対する調査及び検査を実施して、原因究明及び感染拡大防止を図る。

エイズ・性感染症については、無料匿名検査の実施とともに相談・保健指導を行う。

また、希望者にはB型・C型肝炎ウイルス検査をあわせて実施する。

○令和5年度実績（感染症発生届受理）

類型	感染症名	件数
2 類	結核	18件
3 類	細菌性赤痢	1 件
	腸管出血性大腸菌感染症	10件
4 類	E型肝炎	3 件
	つつが虫病	1 件
	日本紅斑熱	1 件
	レジオネラ症	4 件
5 類	アメーバ赤痢	1 件
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	1 件
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	8 件
	急性脳炎	4 件
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3 件
	後天性免疫不全症候群	1 件
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1 件
	侵襲性肺炎球菌感染症	7 件
	水痘（入院例）	2 件
	梅毒	63件
	播種性クリプトコックス症	2 件
	破傷風	1 件

○令和5年度実績（性感染症検査）

区 分	受検者数
H I V	174人
ク ラ ミ ジ ア	150人
梅 毒	160人
B 型 肝 炎	155人
C 型 肝 炎	155人
計	延べ794人

(3) 結核対策事業

ア 65歳以上の方への結核健診の実施

○令和5年度実績

区 分	受診者数
結 核 健 診	10,283人

イ 結核発生届の受理等患者管理

○令和5年度実績

診 断 名		件数
活動性結核	肺結核	15件
	肺外結核	5件
潜在性結核感染症		15件
計		35件

(4) 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対し健康診断を実施

○令和5年度実績

区 分	受診者数
健康診断（一般検査等）	4人

(5) 新型コロナウイルス感染症対策事業

○令和5年度実績（感染症発生届受理）

類型	感染症名	件数
新型インフルエンザ等	新型コロナウイルス感染症※	158件 (4/1～5/7)

※令和5年5月8日～5類定点把握対象疾患へ移行

(6) 新型コロナワクチン接種事業

○令和5年度実績

年齢階級	接種人数		
	1回目接種	2回目接種	3回目以降接種
65歳以上	39人	41人	81,638人
60～64歳	3人	3人	8,193人
50～59歳	2人	2人	12,091人
40～49歳	2人	1人	6,732人
30～39歳	4人	6人	3,764人
20～29歳	9人	13人	2,138人
12～19歳	13人	11人	1,431人
5～11歳	26人	28人	1,326人
生後6か月～4歳	93人	90人	265人
計	191人	195人	117,578人

10 国民健康保険

(1) 事業開始年月日 昭和32年10月 1 日

(2) 加入状況 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	全 市	被 保 険 者			加 入 率
人 口	267, 095人	一 般	退 職 者	計	18. 4%
		49, 157人	0人	49, 157人	
世 帯	126, 223世帯	33, 318世帯			26. 4%

(3) 国保税の状況

年度 区分		令和5年度			令和6年度		
		医療給付費分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分
賦課割合	所 得 割	59. 78%	60. 22%	51. 57%	59. 88%	60. 69%	51. 68%
	均 等 割	40. 22%	39. 78%	48. 43%	40. 12%	39. 31%	48. 32%
保険税	所 得 割	7. 84/100	3. 44/100	2. 31/100	7. 84/100	3. 44/100	2. 31/100
	均 等 割	30, 500円	12, 600円	15, 200円	30, 500円	12, 600円	15, 200円
最 高 税 額		650, 000円	220, 000円	170, 000円	650, 000円	240, 000円	170, 000円
最 低 税 額		9, 100円	3, 700円	4, 500円	9, 100円	3, 700円	4, 500円

(注) 令和5年度については決算, 令和6年度については予算

(4) 給付状況

療 養 の 給 付	給付割合 義務教育就学前 8割 義務教育就学後～69歳 7割 70歳以上 8割 (現役並み所得者 7割) 入院時食事療養費の給付 食事にかかる費用のうち標準負担額(1食460円)を超える額
出産育児一時金の給付	1件 500, 000円 (産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産の場合は488, 000円)
葬 祭 費 の 給 付	1件 50, 000円

高額療養費の給付	下記に掲げる費用について支給する。 70歳未満の人の場合 ①自己負担限度額【ア】252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%(所得901万円超)【イ】167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%(所得600万円超～901万円以下)【ウ】80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%(所得210万円超～600万円以下)【エ】57,600円(所得210万円以下)【オ】35,400円(住民税非課税世帯) ②同一世帯で同一月に21,000円以上の負担が2回以上生じた場合、それらを合算して、①の限度額を超える額 ③同一世帯で年3回以上支給を受けた場合、4回目から限度額を【ア】140,100円【イ】93,000円【ウ・エ】44,400円【オ】24,600円とする。 70歳以上の人の場合(後期高齢者医療被保険者を除く) ④自己負担限度額(外来) 現役並み所得者【Ⅲ】252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%(課税所得690万円以上)【Ⅱ】167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%(課税所得380万円以上)【Ⅰ】80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%(課税所得145万円以上), 【一般】18,000円(年間限度額144,000円)(課税所得145万円未満), 低所得者【Ⅱ】【Ⅰ】8,000円(住民税非課税世帯) ⑤自己負担限度額(入院) 現役並み所得者【Ⅲ】252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%【Ⅱ】167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%【Ⅰ】80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%, 【一般】57,600円, 低所得者【Ⅱ】24,600円, 【Ⅰ】15,000円(住民税非課税世帯) ⑥同一世帯で年3回以上支給を受けた場合、4回目から限度額を現役並み所得者【Ⅲ】140,100円【Ⅱ】93,000円【Ⅰ】44,400円, 【一般】44,400円とする。 ⑦同一世帯で同一月に国保加入の70歳以上の人のすべての外来の自己負担額及び入院の自己負担額の合算額が⑤の額を超える額 70歳未満, 70歳以上を含めた世帯全員(後期高齢者医療被保険者を除く) ⑧上記の計算額を償還した後に残った70歳未満及び70歳以上の自己負担額の合算額が①の限度額を超える額 長期高額疾病の場合 ⑨自己負担限度額10,000円(慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者は20,000円)
移送費の支給	入院・転院の場合で被保険者が当該療養の原因である負傷, 疾病により移動が困難な時, その移送にかかる費用の額

(5) 令和５年度給付実績

ア 一般

区 分		件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1件当たり 日 数 (日)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)
療 養 給 付 費	入 院	9,464	136,660	5,876,688,940	18.762	14.44	620,952	116,502
	入 院 外	419,961	600,757	6,451,658,730	832.546	1.43	15,363	127,900
	歯 科	101,277	165,890	1,255,490,437	200.775	1.64	12,397	24,889
	調 剤	288,421	(331,372)	3,580,530,898	571.776	1.15	12,414	70,982
	食 事 療 養	(8,933)	(351,901)	232,739,343	17.709	—	26,054	4,614
	訪 問 看 護	2,670	19,970	236,980,490	5.293	7.48	88,757	4,698
	計	821,793	923,277	17,634,088,838	1,629.152	1.12	21,458	349,584
療 養 費	診 療 費	783	—	12,977,255	1.552	—	16,574	257
	補 装 具	337	—	11,254,698	0.668	—	33,397	223
	柔道整復師	8,435	—	57,589,649	16.722	—	6,827	1,142
	アンマ・ マッサージ	457	—	13,716,895	0.906	—	30,015	272
	ハ リ ・ キュウ	167	—	1,862,176	0.331	—	11,151	37
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
	計	10,179	—	97,400,673	20.179	—	9,569	1,931

※受診率及び1人当たり費用額は、年間平均被保数（50,443人）による。

イ その他の給付

区 分	件 数	給 付 額
出 産 育 児 一 時 金	142件	68,721,260円
葬 祭 費	330件	16,500,000円
高 額 療 養 費 （ 一 般 ）	33,196件	1,840,053,388円
高 額 介 護 合 算 療 養 費 （ 一 般 ）	90件	2,381,774円
移 送 費	0件	0円
傷 病 手 当 金	4件	156,766円
計	33,762件	1,927,813,188円

11 医療福祉

本市では老人福祉の向上、健全な児童の育成と推進を図る目的により、昭和48年4月より69歳の老人医療費の一部助成、県の医療福祉制度を取り入れた乳児及び重度心身障害者を対象とした医療費の一部助成制度を開始した。昭和52年1月に母子家庭の母子を対象としてから、妊産婦、父子家庭へ制度の拡大を図ってきたところである。平成13年4月から市単独で外来自己負担金（妊産婦、乳児、幼児、母子、父子）の助成による医

療費の無料化を実施し、平成17年11月には幼児の対象年齢を小学校就学前まで引き上げたことに伴い、入院・外来自己負担金の無料化を妊産婦と乳幼児のみに限定しての実施となった。また、平成22年10月には県制度において幼児の対象年齢を小学校3年生までに拡大することから、市単独ではさらに小学校6年生まで拡大し、入院・外来自己負担金の無料化は廃止となり、平成25年10月からは市単独で中学校3年生まで対象を拡大した。平成26年10月に県制度において中学校3年生の入院まで対象が拡大となった。平成28年10月に市単独で就学前の子どもの所得制限を撤廃した。また、県制度において妊産婦と子どもの所得制限が緩和されたことにあわせ、市単独で助成している中学生の外来についても緩和した。平成30年10月に県制度において、高校生相当の入院まで対象が拡大となった。令和元年10月に市単独で小学生，中学生，高校生相当の子どもの所得制限を撤廃した。さらに、令和2年10月に市単独で高校生相当の外来も対象として拡大したことにより、本市では高校生相当までの全ての子どもが外来・入院の種別なく医療費の助成を受けられる体制が整備された。

なお、老人保健法による老人医療制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）へ移行され、69歳老人医療費一部助成は平成20年7月に廃止となった。

(1) 受給対象者

ア 医療福祉関係

区 分	人 数
妊 産 婦（月平均）	1,279人
子 ど も（〃）	38,197人
母子家庭の母子（〃）	3,398人
父子家庭の父子（〃）	209人
重度心身障害者（〃）	1,942人
65歳以上の重度心身障害者（〃）	2,562人
計	47,587人

(2) 医療給付状況

ア 医療福祉関係

区 分	件 数	支 出 額
妊 産 婦	12,105件	101,805,420円
子 ど も	496,353件	928,495,387円
母子家庭の母子	51,674件	156,375,047円
父子家庭の父子	2,081件	8,179,567円
重度心身障害者	51,767件	407,517,379円
65歳以上の重度心身障害者	82,453件	302,296,597円
計	696,433件	1,904,669,397円

12 国民年金

(1) 制度の目的

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項〔国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない〕の理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする制度である。（国年法第1条）

この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うこと（国年法第2条）としており、全ての国民に共通の基礎的な年金給付としての「基礎年金」と第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る「独自給付」とを支給する。

(2) 拠出年金

ア 国民年金被保険者の加入状況

被保険者の種別		被保険者数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
強制	第1号	30,917人	30,291人	29,755人
	第3号	17,745人	16,640人	15,800人
任意		387人	414人	417人
計		49,049人	47,345人	45,972人

イ 免除の状況

年度 \ 区分	法定免除	申請免除	計
令和3年度	3,428人	全額 5,236人	13,895人
		3/4 359人	
		半額 247人	
		1/4 131人	
		学生納付特例 3,324人	
		納付猶予 1,170人	
令和4年度	3,459人	全額 5,185人	13,774人
		3/4 344人	
		半額 222人	
		1/4 140人	
		学生納付特例 3,292人	
		納付猶予 1,132人	
令和5年度	3,530人	全額 5,059人	13,539人
		3/4 322人	
		半額 229人	
		1/4 121人	
		学生納付特例 3,121人	
		納付猶予 1,157人	

(ア) 法定免除

被保険者が、次のいずれかに該当したときは、その期間の保険料は免除の対象期間となる。これを法定免除という。

ただし、平成26年4月からは、法定免除期間のうち、本人が納付を申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになった。

- ・国民年金の障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付を受けている者であるとき。
- ・生活保護法による扶助、又はらい予防法の廃止に関する法律による生活援助を受けているとき。
- ・ハンセン病療養所、国立保養所に入所しているとき。

(イ) 申請免除

被保険者が、次のいずれかに該当するような場合で、保険料を納めることが経済的に困難なときは、管轄年金事務所等に申請して承認を受ければ保険料が免除される。これを申請免除という。（平成18年7月から「全額免除制度」と「3種類の一部免除制度」に分かれている）

- ・所得がないとき。
- ・被保険者か又はその世帯の人が、生活保護法、らい予防法の廃止に関する法律による生活扶助・援助以外の扶助・援助（教育、住宅、医療、生業等の扶助・援助）を受けているとき。

(ウ) 学生の保険料納付特例

- ・国民年金の第1号被保険者である学生で、本人の前年の所得が一定以下の方は、申請により国民年金保険料が猶予され後から納めることができる。これを学生納付特例という。

(エ) 納付猶予

- ・国民年金の第1号被保険者で50歳未満の方（※平成28年6月までは30歳未満の方）は、本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料が猶予され後から納めることができる。これを納付猶予という。

ウ 受給の状況

(令和6年3月31日現在)(単位：人)

老 齢	老齢基礎	通算老齢	障 害	障害基礎	母 子	遺 児	遺族基礎	寡 婦	計
268	59,573	255	26	1,020	0	0	135	37	61,314

(3) 福祉年金

ア 支給額の状況

区 分 \ 年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
老 齢	受 給 権 者	0人	0人	0人
	支 給 年 金 額	0千円	0千円	0千円
障 害	受 給 権 者	2,837人	2,863人	2,940人
	支 給 年 金 額	2,536,152千円	2,543,690千円	2,664,176千円
母 子	受 給 権 者	0人	0人	0人
	支 給 年 金 額	0円	0円	0円
計	受 給 権 者	2,837人	2,863人	2,940人
	支 給 年 金 額	2,536,152千円	2,543,690千円	2,664,176千円